別紙様式（第３条関係）

琉球大学研究基盤統括システム利用登録申請書

年　　　月　　　日

琉球大学研究基盤戦略委員会委員長　殿

　琉球大学学外ユーザーの共用機器・設備利用に関する要項（以下「要項」という。）第3条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

　機器・設備利用にあたっては、琉球大学学外ユーザーの共用機器・設備利用に関する要項の規定を遵守します。

記

（枠内は全てご記入ください）

|  |  |
| --- | --- |
| 申込区分 | * 新規　　□ 変更　　□利用停止　　□ 継続 |
| 利用目的 | * 研究　　□ 教育　　□ 開発　　□ その他（　　　　　　　　　　） |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 機器利用者 | 法人名又は機関名 |  | |
| 職名 |  | |
| 氏名 |  | ㊞又は  署名 |
| 住所 | 〒 | |
| 電話番号 |  | |
| E-mail |  | |
| 安全保障輸出管理確認※ | □居住者　□非居住者　□特定類型に該当 | |
| 支払責任者  （請求書送付先）  □ 機器利用者と同じ | 法人名又は機関名 |  | |
| 職名 |  | |
| 氏名 |  | ㊞又は  署名 |
| 住所 | 〒 | |
| 電話番号 |  | |
| E-mail |  | |
| 送付方法 | * メール　　□ 郵送 | |

注1）新規・継続の申込を希望する場合は、必ずすべての項目を記入してください。

変更を希望する場合は、すべての項目を記入し、変更項目を赤字で記入してください。

利用停止を希望する場合は、支払責任者を除くすべての項目を記入してください。

注2）支払責任者は、料金の支払いも含めてすべての責任を担う方となります。また、支払責任者自らが機器利用者として登録することも可能です。

* + 居住者・非居住者・特定類型該当については、以下ページをご確認の上、記入願います（P.12,14参照）。

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/anpo\_level3\_part1.pdf

(経済産業省：安全保障貿易管理説明会資料)

琉球大学記入欄

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 管理番号 | 受付日 | 受理日 | 担当者名 |
|  |  |  |  |

【注意事項】

(1)　試料等の搬入及び搬出は、全て学外利用者が行うこと。

(2)　国立大学法人琉球大学が定める安全衛生に関するマニュアル及び各機器のマニュアル等を遵守し、安全管理を徹底すること。

(3)　機器・備品等の設備は、丁寧に取り扱い、整理整頓を心がけること。

(4)　許可された部屋以外には立ち入らないこと。

(5)　許可された機器・備品以外の物には、触れないこと。

(6)　許可なく機器を移動しないこと。

(7)　許可された人物以外は、機器を利用しないこと。

(8)　許可された試験試料以外を持ち込まないこと。

(9)　許可された機器の操作方法を習得していること。操作に習熟していない場合は、事前にその旨を使用責任者等に申し出、必要に応じ事前に講習等を受講すること。

(10)　許可された利用時間を守ること。

(11)　他の利用者の測定等の妨げとならないように配慮すること。

(12)　利用後は、現状に復帰すること。

(13)　持参した物品、試薬及び試料等は、責任をもって管理し、本学での保管及び廃棄は行わないこと。

(14)　貴重品及び金銭等は、各自が責任をもって管理すること。

(15)　データは、学外利用者の責任において回収又は消去を行うこと。

(16)　データの回収等に関しては、使用責任者等によって定められた方法に従うこと。

(17)　事故及び機器等の故障や破損等を発見した場合は、直ちに使用責任者等に連絡すること。

(18)　委員長及び使用責任者等の指示に従うこと

【免責事項】

本学は，次に掲げる学外利用者の受ける損害に対して一切の責任を負わない。

(1)　天災、停電又は予期せぬ機器の故障等により生じた損害

(2)　学外利用者の故意又は過失による試料等の損失により生じた損害

(3)　機器等に保存されたデータの消失、破損及び流出により生じた損害

(4)　本学内での事故及び盗難により生じた損害

(5)　得られたデータ等を使用することにより生じた損害

(6)　前条の規定に違反したことにより生じた損害

【緊急時の対応】

(1)　学外ユーザーは、共用機器・設備の利用中に負傷事故又は火災爆発等が起きたときは、直ちに使用責任者等に連絡するとともに、自分の身の安全を最優先に確保しつつ、可能な範囲で応急処置及び初期消火等の被害の拡大防止のための措置を講じなければならない。

(2)　暴風、地震、水害その他の自然災害等（以下「自然災害」という。）により知事又は市町村長等から避難勧告又は避難指示が出された場合又は自然災害等の発生が予測される場合には、本学職員の指示に従い、適切に対応しなければならない

------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【申請者チェック欄】

　□上記事項を遵守します。